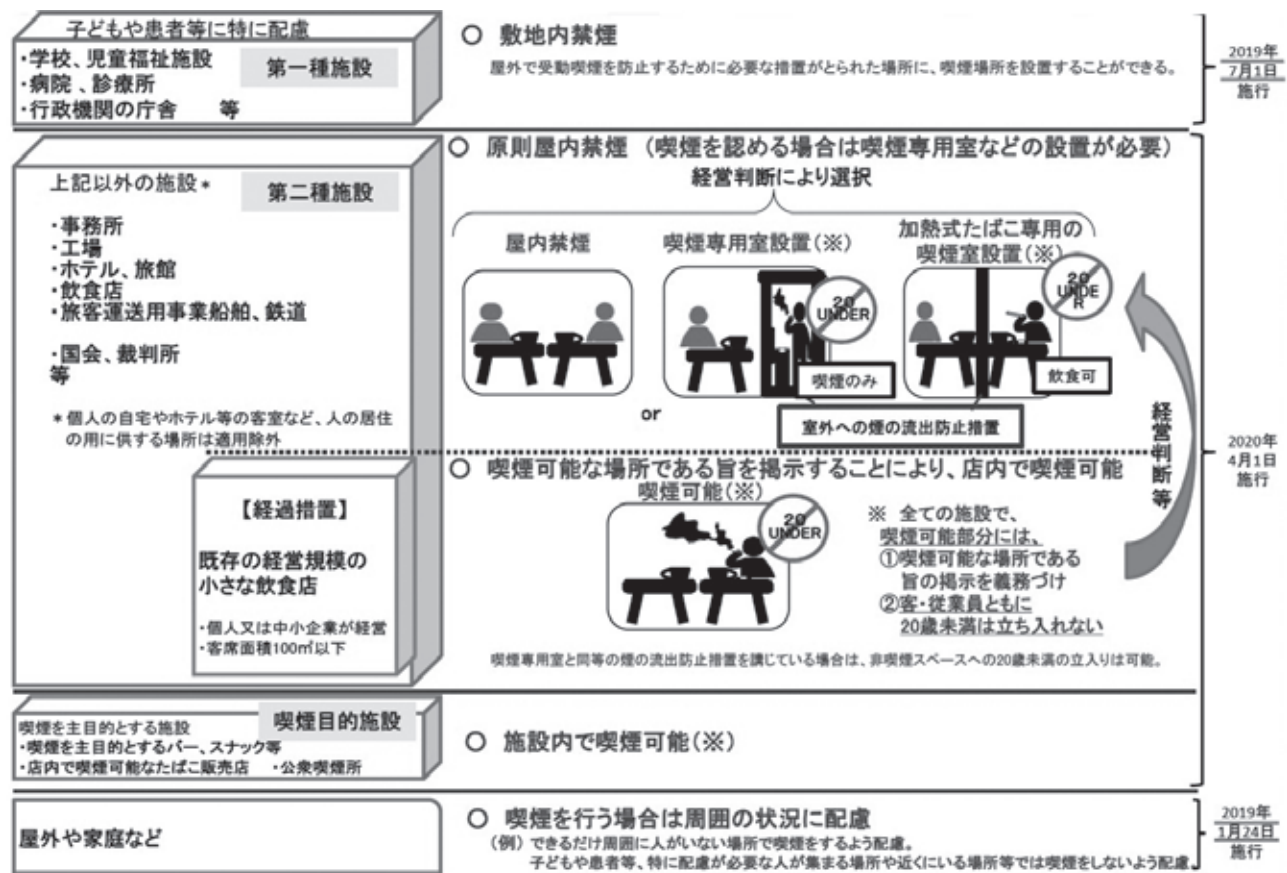


なくそう！望まない受動喫煙

昨年7月健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日の全面施行に向けて「望まない受動喫煙をなくす」取組みが徹底されることとなりました。国が示す主な内容は次のとおりです。



和寒町でも法律に準拠し「受動喫煙防止対策のための基本指針」に則り、総合的にとり組みを進めていきます。

「和寒町受動喫煙防止対策のための基本指針」（一部抜粋）

平成26年6月施行

(1) 町民の取組

- ① たばこが本人および周囲の人の健康に影響を及ぼすことや禁煙の効果を知り、健康的な生活習慣を身につけます。
- ② 健康わっさむ21や健康増進法に基づき、家庭や地域など身近なところから、受動喫煙防止対策に取り組みます。
- ③ 喫煙マナーとルールを守ります。
(歩きながらのたばこ、吸い殻のポイ捨てなど)

(2) 事業所の取組

- ① 労働安全衛生法に基づき、事業者が労働衛生管理の一環として一層の受動喫煙防止対策を組織的に取り組みます。
- ② 労働者のための受動喫煙防止措置が講じられるよう努めます。

(3) 行政の取組

- ① 多くの人が利用する場所や、病気の人、妊婦、未成年等多数の者が利用する公共的な空間における全面禁煙を進めます。全面禁煙が極めて困難である場合は当面の間、今ある喫煙場所の完全分煙化なども含め適切な受動喫煙防止策を講じます。
- ② 受動喫煙防止の情報提供・支援を継続的に実施し、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を醸成します。
- ③ たばこの健康への悪影響について普及啓発し、特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止のために、妊婦教室や育児教室などのさまざまな機会をとらえて啓発していきます。

